

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

玄海町長 脇山 伸太郎

市町村名 (市町村コード)	玄海町 (41387)
地域名 (地域内農業集落名)	座川内 (座川内)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月10日 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・地区内は主に中山間地域で形成されており、水稻を基幹作物として耕作している。
・耕作しやすい農地は管理されているが、傾斜地や農道が狭小といった農地は遊休化しつつあるため、担い手への集積が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・今後も水稻を中心に栽培していく。
・認定農業者を中心に集積・集約化に取り組むが新たな担い手の育成も行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	61 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	61 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地を区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針	認定農業者等の担い手を中心となり農用地の集積・集約化に努める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針	将来の経営農地の集約化を目指し、出して・受け手に関わらず、中間管理機構への農地の貸付けを進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針	地区内は大半が急傾斜地の水田であり、担い手も不足しているため、基盤整備のニーズが生まれれば関係機関と協議していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針	認定農業者のみならず、小規模農家も含め農地の担い手となる農業者への支援に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	草刈等の農地管理をシルバー人材センターに委託することを検討し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
<p>・中山間地域等直接支払交付金制度を活用し耕作放棄地の発生防止に努める。 ・鳥獣被害対策については、補助事業を活用し計画的に防護柵等を設置し、適切な管理に努める。 ・多面的機能支払交付金事業等を活用し、農道や水路等の保全管理の取り組みを進める。</p>				